

1 開会

2 委員の紹介

3 議事

(1) 議題1 旭川市のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の取組について

※事務局から、旭川市いじめ防止基本方針に基づく市の取組等について説明

(会長)

- ・まず、私から質問する。各学校が作成する「学校いじめ防止基本方針」は、各学校の実情を踏まえた内容となるようにしているとのことだが、もう少し具体的に説明してほしい。

(事務局)

- ・例として、旭川市立陵雲小学校の基本方針を示しているが、5ページ以降から始まる第2章の1によく表れており、自校のいじめの実態や目標などが記載されている。
- ・内容は、各学校に任せているが、前年度のいじめの認知件数や態様、解消の状況などのほか、児童生徒のアンケートの回答内容やその割合なども記載している学校があり、それらが当該年度の目標や指標となっている。
- ・また、2の「児童生徒が主体となった取組の推進」には、各学校で当該年度に取り組む内容について具体的に記載している学校もある。

(会長)

- ・アンケート調査の結果などを見ると、子どもは「いじめはどんな理由があってもいけないことである」という認識があることが分かるが、一步教室を出ると、ターゲットなる子どもを決めていじめるなど、いじめはどの学校でも起こりうるものである。
- ・委員の皆様から、これまでの取組に対して、成果として評価できる点や、課題として改善が必要な点、新たな取組が必要と考えられる点などについて具体的にお話いただきたい。また、事務局から条例の制定に関わる説明もあったことから、条例に関わる御意見も伺いたい。

(委員)

- ・「生活・学習Actサミット」に関わり、中学校長会から情報提供したい。
- ・本サミットは、教育委員会との連携のもと、中学校連盟生活部、すなわち各学校の生徒会役員が中心となり実施しているが、今年度は、「チャイルド・パワー・プロジェクト」の2つの取組である「シトラスリボン運動」と「医療従事者等への応援運動」を通して、コロナ禍における差別や偏見などのいじめや医療従事者への誹謗中傷について、自分の学校を見つめ直したり、なぜいじめが起こるのか真剣に考えたりするようになった。
- ・本校では、本サミットをきっかけに、生徒が主体的に考える中で、いじめには怒りが関係しているのではないかと、どんなときに怒りが起こるのか、人を傷付ける

言葉や態度とはどのようなものがあるかなどについて、小学校6年生に伝える学習活動も行った。

- ・また、本校では、生徒の発案により、全市で取り組んだ市内5基幹病院等のほかにも、近隣の医療機関や保護者が勤務する6つの病院にメッセージを届けるなど活動の広がりも見られた。
- ・今後は、この経験を生かし、形を変えながら生徒主体の活動の充実を図っていききたい。

(委員)

- ・各学校が作成する「学校いじめ防止基本方針」の各学校の実情を踏まえた内容について、具体的な内容や取り組み方等は、各学校に任せられている。
- ・各学校では、「いじめ・非行防止強調月間」等において、様々な取組を創意工夫し、行っている。校長会としては、今後も教育委員会からの支援を継続してほしい。

(委員)

- ・いじめ防止基本方針に基づく様々な取組を伺った。いじめの問題について、警察としては、これまで同様、早期に情報提供いただき、いじめ防止の対策等を学校、教育委員会及び関係機関と連携し、早期解決を図られるよう協力していきたい。

(委員)

- ・児童相談所の各種相談活動においては、直接、いじめの問題について相談を受けることはほとんどなく、学校、教育委員会、関係機関等、地域全体でいじめの問題に緻密に対応し、いじめの芽を摘んでいただけているからだと考えている。
- ・各種相談活動の中で、過去にいじめを受けたことがあると話す児童生徒は少なからずいることから、今後も、いじめ等を把握した場合は、学校や子ども総合相談センター等に情報提供する。
- ・ここ数年、相談を聞いている中で、ネットトラブルで困っている児童生徒が多く、児童相談所としては、今後、ネットトラブルやネットいじめへの対応が課題になると考えており、解決に向けては、学校や警察等の関係機関と連携を図っていく必要があると考えている。

(委員)

- ・各学校の先生方は、いじめの問題の対応等に非常に苦慮されていると思う。
- ・定められた旭川市いじめ防止基本方針のマニュアルに沿って一定程度対応できるよう、学校だけではなく、教育委員会、児童相談所や警察など関係機関が連携できるようにしたらよい。
- ・いじめの問題については、初期段階で、学校、教育委員会、児童相談所、警察などで連絡を取り合い、どのように対応していくか考えていく必要がある。
- ・その中で、犯罪行為や不良行為については、警察として積極的に関わっていききたいと考えている。

(委員)

- ・法務局では、人権相談として、電話やメール、SOSミニレターを行っているが、児童生徒への相談窓口の周知が課題だと感じている。
- ・陵雲小学校の学校いじめ防止基本方針には、主な相談窓口を紹介するページがあり、

法務局の電話相談窓口を掲載していただいているが、電話しづらいお子さんのために、そこに、メール相談窓口のURLやQRコードの掲載も可能であればお願いしたい。

(委員)

- ・今年度は、コロナ禍で各学校を訪問して人権教室等の開催をお願いすることができなかった。
- ・私たちの組織の中に、子ども人権委員会があり、この組織は、小・中学校において、いじめ防止等の啓発活動を行っている。
- ・これまでも、校長会に各学校における人権教室等の活用をお願いしているが、今後ぜひ御活用いただきたい。
- ・先ほど中学校長会からお話があったが、中学生が社会活動に参加し、意識改革をしていることに感心した。小学生にも、そのような機会があるとよい。地域の方々の交流を通して、心の成長が期待できる。
- ・委員の中学校では、保護者と連携して、SNSの利用に関するきまりを作成していると聞いたが、どのような取組か伺いたい。

(委員)

- ・中学校の入学と同時に、多くの生徒がスマートフォンを所持することになる。これまで、ネットトラブルの多くが、LINE等のSNSの利用に関するトラブルであった。そこで、保護者の方々と相談し、生徒間のLINE等のSNSの利用を自粛していただくようお願いしている。家族間であれば問題ない。
- ・このような取組は、旭川市内の中学校で数校あると聞いている。しかし、全ての学校で同じようにすることは難しい。強制になってしまうからである。
- ・本校では、保護者と連携し、自粛していただくことができているが、中学校を卒業し、高校生になればこのきまりはなくなる。きまりを作ることがよい取組なのかは、難しい判断になるが、生徒間のネットトラブルやネットいじめはない。
- ・今後は、ますますスマートフォン等が生徒の生活に普及していくため、今は模索している段階であると考えている。

(委員)

- ・「生活・学習Actサミット」について、小・中学生の時期に、児童生徒が身近な問題について考える機会を与えることはよい。
- ・子ども総合相談センターでは、保護者の方から相談を受けることが多く、児童生徒が、電話で相談するホットラインを利用することは少ない。
- ・いじめの問題について相談を受けることがあるが、保護者の方の話を伺う中で、いじめる側もいじめられる側もどちらも家庭内での愛情が不足していたり、家庭の教育力が低かったりすることに起因している場合が少なくないように感じる。
- ・また、いじめの問題等の解決を目指し相談していく中で、学校の対応が悪いなど学校不信に相談内容が変わることがあり、大人が問題を複雑にしていることもあると感じている。
- ・私の立場からは、保護者の方々を支援していくことで、児童生徒を守っていきたいと考えている。

(委員)

- ・学校のいじめ防止基本方針は、各学校のホームページなどで発信されているので、拝見することがある。学校の実態に応じて、当該年度の目標や指標、児童生徒が主体となった取組等が示され、重点が分かるようになっている。
- ・キャリア教育の一環なのか、カウンセラーの仕事ってどのような仕事なのかとインタビューされたことがあった。その中で、「嫌がらせなど学級内で起こるトラブルはどのように解決したらよいですか」と尋ねる児童がいるなど、児童主体の取組が感じられる場面があった。
- ・いじめの問題等だけではなく、様々な場面で児童が主体的に考え、行動できるようになることはとても大切なことである。考えるきっかけを与えることが重要である。

(委員)

- ・PTAの研修会においても、ネットトラブルやいじめの問題等について扱っているが、ネットについては、大人よりも子どもの方が知識があるという話題が出てくる。
- ・今後、ネット配信による研修会を行うことで、多くの保護者が自宅でも参加できるようになるので、保護者が学ぶ機会をつくっていききたい。
- ・スマートフォン等の機器を使う場合、保護者がフィルタリングやペアレンタルコントロールを活用し、制限をかけることで、子どもをトラブルから守ることができる。一方で、制限を厳しくすると活用の幅が狭くなってしまうという懸念がある。
- ・大人の世界でも、SNSによる誹謗中傷などネットによるトラブルはなくならない。子どもが巻き込まれないように、親向けの勉強会等を提供していきたい。

(委員)

- ・旭川市いじめ防止基本方針に基づく市の取組の一つ一つがいじめの防止につながっている。今後も、これらの取組を継続し、それぞれの取組を育てていくことが大切であると感じた。
- ・皆さんからも関係機関の連携について御意見があった。一つ一つの取組はもちろん大切であるが、それぞれの取組において連携を図ることでよりよくなる。
- ・条例の制定を目指しているとの話があったが、制定することで、市民の意識が高まるとともに、いじめ自体やいじめの防止に関わる市民の理解が深まると思う。

(会長)

- ・条例の制定に当たっては、法に基づき進めていくことになると思うが、本当に大事なことは何なのか旭川市として考え議論することが大切である。

(2) 議題2 各機関等の取組について

※事務局から、「生活・学習A c tサミット」の取組について説明及び動画の視聴
(会長)

- ・生活・学習A c tサミットは，児童生徒にとって大変よい取組である。
- ・本サミットは，市内中学校の生徒会役員を中心に，身近な問題について，よりよい生活や学習の在り方について協議する場であるが，生徒会役員以外の生徒たちへ広げることが次の段階である。
- ・今年度は，本サミットでの取組として，医療従事者への激励メッセージや感染者への差別や偏見をなくすシトラスリボン運動などを全ての小・中学校で行えた点が評価できる。
- ・児童生徒の取組を見て，保護者である大人がどのような言動を示すかが大事であり，条例の制定に向けて，内容の中に大人の役割を盛り込むことの大切さを感じた。